(令和3年7月12日告示第255号)

(設置)

第1条 ゼロカーボンシティの実現に向けて、本市の脱炭素に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、大野市脱炭素推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) ゼロカーボンシティの実現に向けた施策の推進に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、脱炭素の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 市長
  - (2) 副市長
  - (3) 教育長
  - (4) 行政経営部長
  - (5) 健幸福祉部長
  - (6) 地域経済部長
  - (7) くらし環境部長
  - (8) 地域づくり部長
  - (9) 教育委員会事務局長
  - (10)その他市長が必要と認める者
- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、本部を統轄する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

- 第5条 脱炭素に関する具体的な事項を調査又は研究するため、本部に幹事会を置 く。
- 2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 行政経営部政策推進課長
  - (2) 行政経営部総務課長
  - (3) 行政経営部財政経営課長
  - (4) 健幸福祉部スポーツ推進課長
  - (5) 地域経済部農業林業振興課長
  - (6) くらし環境部交通住宅まちづくり課長
  - (7) くらし環境部環境・水循環課長
  - (8) 地域づくり部市民生活・統計課長
  - (9) 教育委員会事務局教育総務課長
- 3 幹事長は、くらし環境部環境・水循環課長をもって充てる。

(会議)

- 第6条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事員以外の者を幹事会の会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、くらし環境部環境・水循環課及び行政経営部政策推進課に おいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が 別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月12日から施行する。